

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等 の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

児童福祉施設等の運営に関する基準について、児童の安全の確保を明確に位置付ける観点等から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」等が公布されたことに伴い、所要の改正をするために制定するもの。

2 改正する条例

| 条例 番号 | 条例の名称 |
|----------|---|
| 1 | 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年条例第 1 号) |
| 2 | 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 28 号) |
| 3 | 青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成 31 年条例第 1 号) |
| 4 | 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 29 号) |
| 5 | 青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 30 号) |
| 6 | 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 74 号) |
| 7 | 青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 31 号) |

3 改正内容

(1) 安全計画の策定等の義務化

児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する「安全計画」の策定等の義務化

(2) インクルーシブ保育

併設する児童福祉施設等における設備・職員の共有を認める

(3) 業務継続計画の策定等の努力義務化

児童福祉施設等における業務継続計画の策定・周知及び定期的な研修・訓練の実施の努力義務化

(4) 衛生管理研修等の努力義務化

児童福祉施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施の努力義務化

(5) みなし看護師等の配置要件の撤廃

保育所において、要件を満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず看護師等を 1 名に限り保育士とみなすことができるようにする

(6) 懲戒に係る関連条項の削除

民法から「懲戒」について規定する条文が削除されたことに伴う所要の改正

(7) 児童の所在確認の義務化

児童が施設外活動等にかかる自動車へ乗り降りする際の所在確認の義務化

(8) 送迎用バスの安全装置装備の義務化

送迎バス等にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置装備を義務化

(9) その他

条項の追加及び削除に伴う所要の改正

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

ただし、(6) の改正については公布の日から施行する。